

障害区分の解説

【肢体不自由1】

		障害区分名	解説	
切 断 ま た は 機 能 障 害	上肢	切断	手部	
			片側および両側の手部切断者	
			片前腕	
			手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	
			片上腕	
		機能障害	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	
	立位		両前腕	
			両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	
			両上腕	
			両上腕の切断者	
			片前腕および片上腕	
			片前腕の切断および片上腕の切断者	
			片上肢不完全	
			片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
切 断 ま た は 機 能 障 害	下肢	切断	片上肢完全	
			片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			両上肢不完全	
			両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
			両上肢完全	
		機能障害	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
	上下肢		片下腿	
			片足部の切断を含む片下腿の切断者	
			片大腿	
			膝関節の離断を含む片大腿の切断者	
			両下腿	
			両側の下腿の切断者	
			両大腿	
			両側の大腿の切断者	
切 断 ま た は 機 能 障 害	上下肢	片下腿および片大腿	片下腿の切断および片大腿の切断者	
			片下肢不完全	
		機能障害	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
			片下肢完全	
			片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
			両下肢不完全	
			片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者	
			両下肢完全	
切 断 ま た は 機 能 障 害	体幹	切断	片上肢および片下肢	
			片上肢の切断および片下肢の切断者	
		機能障害	多肢切断	
			三肢以上の切断者	
	上下肢	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者	
			片上肢完全および片下肢完全	
		片上肢不完全および両下肢不完全	片上肢完全および片下肢完全の者	
			両上肢不完全および両下肢不完全の者	
		体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎力リエス等による体幹の障害が該当する）【注1】	

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

【肢体不自由2】

		障害区分名	解説
脊 髄 損 傷 等	脊髓損傷等（脊髓損傷や脊髓腫瘍等脊髄疾患、ボリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合は、それぞれの該当区分の適用になる）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
		第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

【肢体不自由3】

	障害区分名	解説
脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、 脳外傷等)	四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
	上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
	両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖や、松葉杖などを使用していることが多い）
	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
	片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でもストローク動作も走ることも両方不可能な者
	その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが走ることが不可能な者
	その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者

【肢体不自由4】

	障害区分名	解説
その他	浮具使用	重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮き具を使用する者

【視覚障害】

	障害区分名	解説
視覚障害 ※1	視力0から0.01まで	【注5】 【注6】
	その他の視覚障害	

【注5】 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。

【注6】 矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。

【聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害】

	障害区分名	解説
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない

【知的障害】

	障害区分名	解説
知的障害	知的障害	区分しない